

習志野市立図書館 弁償を要する資料の汚損・破損のガイドライン

(平成28年12月1日 大久保図書館長決定)

1. 印刷資料の弁償の基準 ※1

	対象	状態
(1)	水濡れ、汚れ、染み等	<p>①水濡れ等により、ページに波打ち、歪み等が生じた場合。</p> <p>②飲食物により染み等の汚れが生じた場合。</p> <p>③水濡れ、飲食物、セロテープ、糊等の付着によりページが接着した場合、及び接着面を剥がしたことによりページが欠損した場合。</p> <p>④カビが発生した場合。</p> <p>⑤血液、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着した場合。</p>
(2)	書き込み	<p>①マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きや、アンダーライン等の書き込みがある場合。</p> <p>②鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出る場合。</p> <p>③鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損した場合。</p>
(3)	ページ破れ、一部欠損	<p>①破れた箇所を修理しても読むのに支障が出る場合。</p> <p>②本文、挿絵、図等が欠落した場合。</p>
(4)	ページ全体の欠落	<p>①1ページ丸ごと切り取り、破れてページが無い場合。</p>
(5)	折り癖	<p>①直しても膨らんでしまうほど、資料の形状が変わる場合。</p>
(6)	噛み跡	<p>①ペット、人が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合。</p> <p>②ペット、人が噛んだため、資料が破損した場合。</p>
(7)	異物の挟み込み等	<p>①毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合。</p> <p>②挟み込まれている異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っている場合。</p>
(8)	におい、べたつき	<p>①悪臭、香水等の臭いが取れない場合。</p> <p>②付箋紙等のべたつきが取れなかったり、接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合。</p>

(9)	表紙の破損	①ビニールコートの下(表紙、本体)まで損傷している場合。 ②たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついた場合。
(10)	付録(印刷資料)の汚損・破損	①付録が利用できないことによって、資料本体を利用に供することが困難と判断される場合。
(11)	付録(CD等デジタル資料)の汚損・破損	①付録が利用できないことによって、資料本体を利用に供することが困難と判断される場合。
(12)	その他	①利用者の故意、または過失により、利用に供することが困難と判断される場合。

※1 印刷資料とは、図書、新聞、雑誌のことをいう。

2. 視聴覚資料の弁償の基準 ※2

- (1) ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合。
- (2) 再生機器で再生できない状態になった場合。
- (3) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合。
- (4) 研磨機で修復不可能な傷がついている場合。

※歌詞カード、解説書等付録の汚損・破損については弁償を求めない。

※ケースのみの破損については弁償を求めない。

※2 視聴覚資料とは、DVD、CDのことをいう。

3. その他

- (1) 次の場合は、弁償の対象としないことができる。
 - ① 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合。
 - ② 修復可能で利用に問題がない場合。
 - ③ 弁償にあたらないと、館長が判断する場合。